

Title	前號「山城式列石の疑點に就いて」の正誤 前號「英國中世社會の法的基礎と其變動」正誤
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前號「山城式列石の疑點に就て」の正誤

頁	行	誤	正
六	四	參	遷
九	十一	全無	全然
十二	九	柵	柵
十五	十	他の	他に
十七	十	谷井民	谷井氏
十七	十七	掲轉	掲載
十八	十二	並引	並列
二〇	十三	(挿繪中の背面は前面の誤)	
十三	十三	柵	柵
十五	十五	野面してに近き	野面にして外に近き
廿一	十四	柵	柵
廿三	十一	結果	結果は
十三	十三	山城址を	山城址と
十五	十五	構結	構造
十七	十七	時間	時間
廿五	七	柵	柵

前號「英國中世社會の法的基礎と其變動」正誤

頁	行	誤	正
二八	一五	邸宅に供するに	邸宅に住するに
三〇	一	代らしめて此而したの勞役の	代らしめた。而して勞役の
三一	四	(Lordship)	(Lordship)
三一	九	G. M. Frevelham	G. M. Frevelyan
四〇	一一	第六一條の撤回は	第六一條の撤回は
四三	一	奉仕の念の弱むる事	奉仕の念を弱むる事
四六	四	Writ-Præcipe	Writ-Præcipe
四七	一七	土地保有者が	土地保有が
四八	一	ヅ井レーン土地保有者をなす	ヅ井レーン土地保有を爲す